

## 令和7年度 都島友渕乳児保育センター 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 都島友の会
所 在 地	大阪市都島区都島本通3-4-3
電 話 番 号	06-6921-0321
代表者氏名	理事長 渡久地 歌子

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	都島友渕乳児保育センター
施 設 の 所 在 地	大阪市都島区友渕町1-6-3
連 絡 先	電話番号 06-6929-1580 FAX 06-6929-1581
管 理 者	園長 吉本 希
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする乳児
認 可 定 員	0歳児 14人 1歳児 18人 2歳児 18人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 31人 満1歳未満の児童 9人
開 設 年 月 日	平成13年8月1日
事 業 所 番 号	2710051002428
ホ ー ム ペ ー ジ	<a href="http://miyakojima.or.jp/tomonyu/">http://miyakojima.or.jp/tomonyu/</a>

### 3 施設の目的・運営方針

都島友渕乳児保育センター（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷 地		190.02 m <sup>2</sup>
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 3階建のうち2階・3階
	延べ面積	403.64 m <sup>2</sup>
園 庭		屋外遊戯場 43.02 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
0歳児保育室	1室	
1歳児保育室	2室	
2歳児保育室	1室	
プレイルーム	1室	
職員室	1室	※医務室兼用
調理室	1室	
トイレ沐浴室	2室	
その他		病後児ルームなど

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

##### (2) 特別活動

講師による指導 体育活動（2歳児後半）、表現活動（0、1、2歳児）

※別途教材費として講師料等の一部を負担していただきます

<特別活動費の内訳（月額）>

	0歳児	1歳児	2歳児
体育活動/表現活動	50円	50円	50円

##### (3) 病後児保育の提供

## 6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 令和6年5月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の教育・保育をつかさどる	1	1		
保育士	園児の教育・保育をつかさどる	13	6	7	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

### <勤務体系>

保育実施時間に合わせてローテーション勤務をするため、園長・主任保育士・各保育士の勤務日及び勤務時間帯は日によってそれぞれ異なります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、土曜日は就労等により家庭保育ができない場合は保育を提供します。

2 「当園」の休日及び家庭保育協力日は次のとおりとします。

- (1) 日曜日及び祝日、国民の休日
- (2) 年末年始（12月29日から1月4日）
- (3) 夏季休日（3日間）
- (4) 新年度準備（3月末2日間）
- (5) 台風、災害時他、園長が指定した日

なお、(3)(4)の休日に、就労等により家庭保育ができない場合は、保育を提供します。

※土曜日、特別保育は法人内別施設にて共同保育を行う場合があります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

※18時から18時30分までの延長保育の利用を希望される場合は、申請の上、別途利用者負担が必要となります。土曜日保育は18時までです。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は有限会社ワイエスフードサービスが行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応 食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		法人内

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

## 12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満1歳、満2歳、満3歳に達した年度末
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	柏井内科
医院長名又は医師名	柏井 卓
所在地	大阪市都島区友渕町1-6-3
電話番号	06-6926-3101

### (2) 歯科

医療機関の名称	なかじま歯科
医院長名又は医師名	中嶋 作治
所在地	大阪市都島区友渕町1-6-3
電話番号	06-6925-9990

## 15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

## 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書・災害発生時対応マニュアルにより対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・消火器 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・スプリンクラー 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> </ul>
避難・消火訓練	避難訓練／消火訓練は毎月1回 自衛消防訓練（通報訓練）は年2回実施します。

## 17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

## 18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当 受付担当者 主任 中田 久美</li> <li>解決責任者 園長 吉本 希</li> <li>・ご利用時間 9：00 ～ 17：00</li> <li>・電話番号 06-6929-1580</li> <li>F A X 06-6929-1581</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	秦 啓員	(公財)近畿警察官都島地区友の会会長 ハタ鉱泉株式会社代表取締役
	上田 達志	社会福祉法人旭ヶ丘学園理事長
	花田 公絵	(公)大阪市 市政改革室長

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱『声』を設置しています。

※苦情解決の実績等はホームページに記載しています。

## 19 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済・社会福祉施設賠償責任補償
保険の内容	傷害保険
保険金額	支払われる保険金の範囲内において

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	4人	4人	2人
1歳児	12人	12人	15人
2歳児	12人	12人	14人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成23年度受審 平成26年度受審	大阪府社会福祉協議会福祉サービス第三者評価センターにて受審 受審結果はウェブ上で公表
自己評価の実施状況	毎年度実施	大阪市の保育所運営自己点検・自己評価表にて評価

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

24 その他

個人情報保護に関する取り扱い、その他は『園のしおり』をご参照ください。